

【令和3年度西川町コロナ対応型持続化補助金 応募要領】

令和3年6月10日

新型コロナウイルスにより最も深刻な影響を受けている西川町の商工会員事業所（飲食業・宿泊業を除く）が、新型コロナウイルス対策として取り組む事業に対して、西川町商工会長が認定したものに対し補助金を交付します。

1. 補助対象事業

山形県新・生活様式対応支援補助金制度の補助内容に沿って、新型コロナウイルス対策や新しい生活様式を実践するために取り組む事業。ただし、当補助金の申請前に既に取り組んだ事業についても、証拠書類（領収書等）があれば対象事業として認めるものとする。（令和3年4月1日まで遡及可）

2. 補助対象者

西川町内に事業所を有する飲食業・宿泊業を除く商工会員であり、次の(1)から(4)のいずれにも該当しない者であること。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える

目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3. 補助率・補助金額・事業実施期間・補助対象経費・

(1) 補助率：2/3

(2) 補助金額：20万円以内（千円未満切捨て）

※予算に限りがあるため、申請件数が多数の場合、希望申請額を下回る場合があります。

(3) 補助事業実施期間：令和3年4月1日～令和3年12月31日

(4) 補助対象経費：令和3年度山形県新・生活様式対応支援補助金の対象経費に準ずるコロナ対策又は新しい生活様式を实践するための経費。（消費税含む）

①パーテーション・アクリル板（防護スクリーン等を含む）

②消毒液ボトル設置台（足踏み式など）

③二酸化炭素濃度測定器

④非接触型体温計

⑤加湿器

⑥空気清浄機

⑦非接触型水栓（センサー式、レバー式、足踏み式など）

⑧エアコン（換気機能・清浄機能搭載品に限る）

⑨換気設備（換気扇など）

4. 申請期間

令和3年6月14日（月）～令和3年7月16日（金）※期間内必着
（交付決定通知書は令和3年7月21日発送予定）

5. 申請に必要な書類

交付申請書兼実績報告書（商工会HPからダウンロードできます）

6. 審査方法

(1) 申請期間内に受理した申請書類を補助事業審査委員会（以下「審査会」という）において審査の上、補助金の目的に沿った事業内容であると商工会長が認定したのに対し、補助金額を決定し交付決定通知書を送付します。

(2) 事業内容に関する照会等

交付申請書提出の際に、事業内容に関する照会・ヒアリング等を行います。

(3) 申請から補助金交付までの流れ

- ① 商工会へ交付申請書を提出。事前ヒアリング。
- ② 申請期間終了後、審査会にて審議し交付金額を決定。
- ③ 交付決定通知書を確定（7/21送付予定）
- ④ 補助事業実施（R3. 4/1まで遡及可）証拠書類一式を商工会へ提出
- ⑤ 補助金入金

7. その他

(1) 予算に限りがあるため、交付申請書に記載した補助金申請額を下回る場合があります。できるだけ多くの事業所にご利用いただくためご理解・ご協力の程よろしく願います。。

(2) 補助事業実施期間は令和3年4月1日～令和3年12月31日までです。補助対象経費はこの期間内に実施した活動に要する経費で、かつ、この期間内に支出されるものに限りです。

(3) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から3年間保存しなければなりません。

●問い合わせ先

西川町商工会：千田 （電話 74-3135）